

十和田八幡平国立公園  
(八幡平地域)

公園区域及び公園計画変更書

[再検討]  
(環境省原案)

平成 年 月 日  
環 境 省

# 目次

第1	公園区域の変更	1
1	変更理由	1
2	指定理由の変更内容	2
3	地域の概要の変更内容	4
第2	公園計画の変更	13
1	変更理由	13
2	基本方針の変更内容	14
3	規制計画の変更内容	19
	(1) 保護規制計画及び関連事項	19
	ア 特別地域	19
	(ア) 第2種特別地域	25
	(イ) 第3種特別地域	27
	イ 面積内訳	29
4	事業計画の変更内容	31
	(1) 施設計画	31
	ア 利用施設計画	31
	(ア) 集団施設地区	31
	(イ) 単独施設	35
	(ウ) 道路	40
	a 車道	40
	b 歩道	41
	(エ) 運輸施設	49
5	参考事項	49

## 第1 公園区域の変更

### 1 変更理由

十和田八幡平国立公園は、奥羽山脈の北側、青森県、岩手県及び秋田県の3県が隣接する地域に位置し、八甲田から十和田湖にかけての「十和田八甲田地域」とその南側約50kmに位置する八幡平から岩手山及び秋田駒ヶ岳にかけての「八幡平地域」からなる。昭和11年2月1日に十和田八甲田地域が十和田国立公園に指定され、その後、昭和31年7月10日に八幡平地域が追加指定され、現在の公園名に改称されている。

今般、昭和31年の八幡平地域の国立公園指定後、公園区域及び公園計画の全般的な見直し（再検討）が行われていないことから、地域関係者との調整や関係自治体の同意を経て、自然的及び社会的状況の変化も踏まえ、本地域の風致景観の保全と適正な利用を図るため再検討を行うものである。

## 2 指定理由の変更内容

指定理由を次のとおり変更する。

(表 1 : 指定理由変更表)

変更後	変更前
<p>(1) 景観(同一風景形式中、我が国の風景を代表する傑出した自然の風景地)</p> <p>十和田八幡平国立公園は、奥羽山脈の北側、青森県、岩手県及び秋田県の3県が隣接する地域に位置し、八甲田から十和田湖にかけての「十和田八甲田地域」とその南側約50kmに位置する八幡平から岩手山及び秋田駒ヶ岳にかけての「八幡平地域」からなる。両地域ともに火山活動の活発な地域で、オオシラビソの原生林に覆われた火山地形や湿原など多様な自然景観及び温泉の湯治場などの人文景観が特徴的である。</p> <p>「十和田八甲田地域」は、湖と火山に代表される景観を有している。標高約400mの山上に深く青い水をたたえる十和田湖は十和田火山の二重カルデラ内に形成された特徴的なカルデラ湖で、中央部の中湖火口には水深327mの最深部がある。湖を取り巻く周囲の外輪山には火山の活動によって堆積した地層や溶岩ドームなどの顕著な火山地形を観察することができる。十和田湖から流れ出す奥入瀬川は、苔むす岩を洗い、両岸からの滝と合流しながら、深い自然林の中を流れており、優れた溪流美をもつ奥入瀬溪流として名高い。十和田湖の北側には、火山活動によって形成された八甲田があり、大岳(標高1552m)を中心とする北八甲田火山群と櫛ヶ峰(1517m)を中心とする南八甲田火山群から成り立っている。</p>	<p>(※指定当初の公園計画書が現存しないため、以下の各項目は無し。指定は、昭和31年7月10日厚生省告示第180号による。)</p>

「八幡平地域」は、今も活発な活火山に代表される火山景観を有している。最高峰の岩手山（標高 2038m）をはじめ、八幡平、秋田駒ヶ岳、焼山（秋田焼山）など標高 1200m～1600m級の火山から形成された火山景観が見られる。これらの火山は、成層火山、溶岩ドーム、爆裂火口、カルデラ、溶岩流、火口湖等、火山活動により形成された多種多様な地形が存在し、現在でも噴気、噴湯、泥火山、地熱地帯等の火山現象が活発である。

本国立公園の風景形式は、火山連峰、カルデラ湖、原生的な自然林及び峡谷である。これらは、火山活動に関わる景観要素（成層火山、火山性高原、カルデラ、溶岩流、火山現象、温泉等）、水に関わる景観要素（カルデラ湖等の湖沼、峡谷、高層湿原、池塘等）、その他の景観要素（原生的な自然林、高山植物群落、湯治場等の人文景観等）を有する。

本国立公園は、二重カルデラ内に形成された特徴的なカルデラ湖である美しく静謐な十和田湖、八甲田及び八幡平をはじめとする火山連峰及びそれらと一体となった雄大な自然林、優れた溪流美を持つ奥入瀬溪流の傑出性が高いことから、我が国を代表する自然の風景地である。

(2) 規模（区域面積が原則として 3 万 ha 以上）

本国立公園の区域面積は 85, 534 ha（十和田八甲田地域 45, 060 ha、八幡平地域 40, 474 ha）である。

(3) 自然性（原生的な景観核心地域が原則として約 2, 000ha 以上）

本国立公園の原生的な景観核心地域は、八甲田、八幡平、岩手山

及び秋田駒ヶ岳に代表される主要な火山の火口及び山稜部並びに二重カルデラ湖である十和田湖周辺であり、その区域面積は 31,012ha（十和田八甲田地域 22,812 ha、八幡平地域 8,200 ha）を超える。

(4) 利用（多人数による利用が可能）

本国立公園の利用は、山岳地域の登山、湿原や湖周辺の自然探勝、ドライブ、湖における遊覧船及び温泉入浴など体験型や周遊型の利用が公園指定当時から続く利用形態である。また、新幹線等によるアクセスも比較的良好で、利便性に富んでいる。

本国立公園は、十和田八甲田地域を昭和 11 年 2 月 1 日に指定し、昭和 31 年 7 月 10 日に八幡平地域を追加指定している。

以上より、「国立公園及び国定公園の候補地の選定及び指定について」（平成 25 年 5 月 17 日付け環自国発第 1305171 号 環境省自然環境局長通知）の別添「国立公園及び国定公園の候補地の選定及び指定要領」のうち「1 国立公園及び国定公園の候補地の選定」に掲げる各要件を満たしている。

また、本国立公園は「みちのくの脊梁～原生林が彩る静謐の湖水、息づく火山と奥山の湯治場」をテーマとし、火山活動によって形作られた豊かな自然と湯治等の文化を感じられる国立公園として、風致景観の保全と適切な利用を推進するものである。

3 地域の概要の変更内容

地域の概要を次のとおり変更する。

（表 2：地域概要変更表）

変更後	変更前
<p>十和田八幡平国立公園は、昭和 11 年 2 月 1 日に十和田湖、北八甲田火山群・南八甲田火山群の原生的な自然環境、奥入瀬の溪流美を中核とした十和田八甲田地域が、わが国を代表する傑出した自然の風景地として十和田国立公園に指定され、その後、昭和 31 年 7 月 10 日に多様な火山景観を中核とする八幡平地域が追加指定され、現在の公園名に改称された。</p> <p>八幡平地域は、岩手県及び秋田県の隣接地域に位置し、その区域は東西約 30 km、南北 35 km にわたる山岳地である。</p> <p>本地域は、火山活動により形成された火山連峰からなり、最高峰の岩手山（標高 2038m）をはじめ、八幡平、秋田駒ヶ岳、焼山（秋田焼山）など標高 1200m～1600m 級の火山から形成された火山景観が見られる。これらの火山は、成層火山、溶岩ドーム、爆裂火口、カルデラ、溶岩流、火口湖等、火山活動により形成された多種多様な地形が存在し、現在でも噴気、噴湯、泥火山、地熱地帯等の火山現象が活発である。周辺には、18 世紀の岩手山の噴火により延長約 4 km にわたって形成された焼走り溶岩流、放射能を持つ含鉛重晶石である北投石が形成される玉川温泉、噴湯の熱水で形成された湖沼や河川である大湯沼や湯川など、特徴的な火山景観が見られる。</p> <p>植生は標高 1000m 前後を境に下部はブナを主体とする落葉広葉樹林が広がり、上部はオオシラビソを主体とする亜高山性針葉樹林、最上部の稜線付近にはハイマツ等の高山植物帯が見られ、全体的に原生的な植生に覆われている。また、秋田駒ヶ岳及び岩手山のコマクサ、エゾツツジ等、八幡平の湿原植生や雪田植生をはじめ、山腹から山稜部にかけて各所に分布する高山植物群落も本地域の景観を構成する重要</p>	

な要素となっている。

これらの豊かな植生を背景に、ツキノワグマ、カモシカ等の大型哺乳類やイヌワシ、ホシガラス等の鳥類など数多くの野生動物が生息している。

活発な火山活動を背景に、後生掛、蒸ノ湯、大深、玉川、乳頭、藤七、松川、網張、滝ノ上、国見等の温泉地が多く、保健、休養を兼ねた観光利用が盛んであるとともに、昔ながらの長期滞在型の湯治場でもあり、独特の湯治風景は貴重な文化景観となっている。

#### (1) 景観の特性

##### ア 地形、地質

本地域は、火山活動により形成された火山連峰で、最高峰の岩手山（標高 2038m）をはじめ、八幡平、秋田駒ヶ岳、焼山（秋田焼山）など標高 1200m～1600m級の火山から形成された火山景観が見られる。これらの火山は、成層火山、溶岩ドーム、爆裂火口、カルデラ地形、溶岩流、火口湖等、火山活動により形成された多種多様な地形が存在する。周辺には、18 世紀の岩手山の噴火により延長約 4 km にわたって形成された焼走り溶岩流、放射能を持つ含鉛重晶石である北投石が形成される玉川温泉、噴湯の熱水で形成された湖沼や河川である大湯沼や湯川など、特徴的な火山景観が見られる。

また、八幡平の八幡沼周辺や黒谷地湿原、秋田駒ヶ岳の阿弥陀池周辺の浄土平、山頂一帯が湿原の大白森など、多くの高層湿原が発達している。特に乳頭山周辺の笹森山北東に広がる千沼ヶ原は、本地域を代表する高層湿原で、登山道から確認できるものだけでも数百を超える池塘が湿原に散在しており、湿原の高山植物群落と周辺

#### (1) 景観の特性

##### ア 地形、地質

(※項目無し)



のオオシラビソの森林、周囲の山々や空を背景に、まさに秘境といった様相を呈している。

湖沼や湿原は、火口湖やその周辺に発達した湿原など特に山上に多いが、山の中腹にも大沼や長沼、蓬莱沼、熊沼など無数の湖沼とその周辺の湿原が発達している。また、比較的なだらかな地形に発達した湿原として大場谷地、熊谷地、前谷地などの湿原がある。

#### イ 植生・野生生物

植生は標高 1000m 前後を境に下部はブナを主体とする落葉広葉樹林が広がり、上部はオオシラビソを主体とする亜高山性針葉樹林、最上部の稜線付近にはハイマツ等の高山植物帯が見られ、全体的に手つかずの原生的な植生に覆われている。また、秋田駒ヶ岳及び岩手山のコマクサ、エゾツツジ等、八幡平の湿原植生や雪田植生をはじめ、山腹から山稜部にかけて各所に分布する高山植物群落も本地域の景観を構成する重要な要素となっている。

これらの豊かな植生を背景に、ツキノワグマ、カモシカ等の大型哺乳類やイヌワシ、ホシガラス等の鳥類など数多くの野生動物が生息している。

#### ウ 自然現象

後生掛や蒸ノ湯、大深、玉川の各温泉や焼山周辺では噴気、噴湯、泥火山、地熱地帯等の火山現象が活発である。また、噴湯の熱水で形成された湖沼や河川である大湯沼や湯川など、火山現象によって形成された壮大な景観が見られる。

#### イ 植生・野生生物

(※項目無し)

#### ウ 自然現象

(※項目無し)

<p>エ 文化景観</p> <p>活発な火山活動を背景に、後生掛、蒸ノ湯、大深、玉川、乳頭、藤七、松川、網張、滝ノ上、国見等の温泉地が多く、保健、休養を兼ねた観光利用が盛んであるとともに、昔ながらの長期滞在型の湯治場でもあり、独特の湯治風景は貴重な文化景観となっている。</p> <p>また、岩手山や秋田駒ヶ岳では、神社の奥宮や参詣道由来の登山道や地名など山岳信仰の名残を今に残している。特に岩手山は、岩手県中央部から眺めることができ、郷土の象徴的な山として親しまれているとともに、多くの文人に愛されその作品の対象となっている。</p> <p>(2) 利用の現況</p> <p>本地域の利用は、温泉入浴、山岳地域の登山、自然探勝及び山岳地まで整備された道路を利用したドライブなど体験型や周遊型の利用が公園指定当時から続く利用形態である。平成 24 年には、十和田八幡平国立公園に 475 万人の利用者が訪れている。</p> <p>また、十和田八甲田地域と八幡平地域を一体とした周遊利用や、国立公園外の周辺の主要観光地（角館の武家屋敷群や田沢湖、民営の農場等）と併せた北東北を周遊する利用も少なくない。</p> <p>(3) 社会経済的背景</p> <p>ア 土地所有別</p> <p>本地域は、国有地 39,506ha、公有地 685ha、私有地 283ha の計 40,474ha であり、国有地の地域全体に占める割合が大きい。</p>	<p>エ 文化景観</p> <p>(※項目無し)</p> <p>(2) 利用の現況</p> <p>(※項目無し)</p> <p>(3) 社会経済的背景</p> <p>ア 土地所有別</p> <p>(※項目無し)</p> <p>(※国有地 38,887ha、公有地 500ha、私有地 1,102ha)</p>
---	--

イ 人口及び産業

本地域に関係する各市町村の人口及び世帯数は、次の通りである（平成 22 年国勢調査から引用）。国立公園とかかわりの深い産業としては温泉を利用した宿泊業や観光業が挙げられるほか、近年は地熱資源の開発が注目されている。

県名	市町村名	世帯数（戸）	人口（人）
岩手県	八幡平市	9,647	28,680
	滝沢市	19,334	53,857
	雫石町	5,530	18,033
秋田県	鹿角市	11,831	34,473
	仙北市	9,841	29,568

ウ 権利制限関係

(ア) 保安林

(国有林)

種類	位置	重複面積 (ha)	指定年月日
水源かん養	岩手県八幡平市	4,375	昭 34. 12. 1
	岩手県滝沢市	23	昭 43. 6. 6
	岩手県岩手郡雫石町	9,296	昭 36. 12. 23
	秋田県鹿角市	2,223	昭 35. 2. 23
	秋田県仙北市	17,860	明 30. 12. 9
土砂流出防備	岩手県八幡平市	1,835	—
	岩手県滝沢市	589	明 30 年以前
	岩手県岩手郡雫石町	1,090	明 30 年以前

イ 人口及び産業

(※項目無し)

ウ 権利制限関係

(※項目無し)

	秋田県仙北市	1,536	大8.4.12
保健	岩手県八幡平市	5,169	昭56.10.27
	岩手県滝沢市	229	昭58.4.25
	岩手県岩手郡雫石町	2,122	昭58.4.30
	秋田県鹿角市	1,670	平16.7.6
	秋田県仙北市	5,636	昭58.12.13
(民有林)			
種類	位置	重複面積 (ha)	指定年月日
水源かん養	秋田県仙北市	360	昭42.2.23
	秋田県仙北市	0.2	昭58.12.13
	秋田県仙北市	17	昭63.7.30
	秋田県仙北市	0.03	昭57.2.24
土砂流出防備	秋田県仙北市	0.85	昭53.8.24
保健	秋田県仙北市	0.2	昭58.12.13
(イ) 鳥獣保護区 (県指定)			
種類	位置	重複面積 (ha)	当初指定年月 日
八幡平鳥獣保護区	岩手県八幡平市、滝沢市及び岩手郡雫石町	15,840 (うち特保 1,742 ha)	昭55.11.1

八幡平鳥獣保護区	秋田県鹿角市及び仙北市	10,913 (うち特保 3,032 ha)	昭 55. 11. 1
玉川鳥獣保護区	秋田県仙北市	3,451	平 18. 11. 1
石黒沢鳥獣保護区	秋田県仙北市	500 (うち特保 199 ha)	昭 47. 11. 1
駒ヶ岳鳥獣保護区	秋田県仙北市	2,558	昭 55. 11. 1
(ウ) 史跡名勝天然記念物			
区分	名称	位置	指定年月日
国指定天然記念物	岩手山高山植物帯	岩手県滝沢市	昭 3. 2. 7
国指定特別天然記念物	焼走り溶岩流	岩手県八幡平市	昭 27. 3. 29 (天然記念物としての指定は昭 19. 11. 7)
国指定天然記念物	葛根田の大岩屋	岩手県雫石町	昭 18. 2. 19
県指定天然記念物	白沼のモリアオガエル繁殖地	岩手県雫石町	昭 31. 7. 25

国指定特別天然記念物	玉川温泉の北投石	秋田県仙北市	昭27.3.29 (天然記念物としての国指定は大11.10.12)						
国指定天然記念物	秋田駒ヶ岳高山植物帯	秋田県仙北市	大15.2.24						
<p>※一覧は地域が明確に定められている史跡名勝天然記念物を記載している。この他に、「区域を定めない」特別天然記念物のカモシカ及び天然記念物のイヌワシ等が地域内で確認されている。</p> <p>(エ) 農業振興地域</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>位置</th> <th>面積 (ha)</th> <th>指定年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩手県岩手郡雫石町(芳沢牧野周辺)</td> <td>83</td> <td>昭44</td> </tr> </tbody> </table>				位置	面積 (ha)	指定年月日	岩手県岩手郡雫石町(芳沢牧野周辺)	83	昭44
位置	面積 (ha)	指定年月日							
岩手県岩手郡雫石町(芳沢牧野周辺)	83	昭44							

## 第2 公園計画の変更

### 1 変更理由

十和田八幡平国立公園は、奥羽山脈の北側、青森県、岩手県及び秋田県の3県が隣接する地域に位置し、八甲田から十和田湖にかけての「十和田八甲田地域」とその南側約50kmに位置する八幡平から岩手山及び秋田駒ヶ岳にかけての「八幡平地域」からなる。昭和11年2月1日に十和田八甲田地域が十和田国立公園に指定され、その後、昭和31年7月10日に八幡平地域が追加指定され、現在の公園名に改称されている。

八幡平地域の公園計画は、昭和31年7月10日に特別地域が、昭和43年5月1日に特別保護地区が指定されている。また、昭和46年11月13日に自然公園法第20条第3項第6号に基づく指定湖沼が、平成2年12月1日に自然公園法第20条第3項第17号の規定に基づく乗入れ規制地区が指定されている。さらに、平成12年10月19日に公園区域及び公園計画の一部変更が行われている。

今般、昭和31年の八幡平地域の国立公園指定後、公園区域及び公園計画の全般的な見直し（再検討）が行われていないことから、自然的及び社会的状況の変化も踏まえ、本地域の風致景観の保全と適正な利用を図るため再検討を行うものである。

## 2 基本方針の変更内容

基本方針を次のとおり変更する。

(表 3 : 基本方針変更表)

変更後	変更前
<p>十和田八幡平国立公園は、奥羽山脈の北側、青森県、岩手県及び秋田県の3県が隣接する地域に位置し、八甲田から十和田湖にかけての「十和田八甲田地域」とその南側約50kmに位置する八幡平から岩手山及び秋田駒ヶ岳にかけての「八幡平地域」からなる。昭和11年2月1日に十和田八甲田地域が十和田国立公園に指定され、その後、昭和31年7月10日に八幡平地域が追加指定され、現在の公園名に改称されている。</p> <p>八幡平地域は、岩手県及び秋田県の隣接地域に位置し、その区域は東西約30km、南北35kmにわたる山岳地である。</p> <p>本地域は、火山活動により形成された火山連峰からなり、最高峰の岩手山(標高2038m)をはじめ、八幡平、秋田駒ヶ岳、焼山(秋田焼山)など標高1200m～1600m級の火山から形成された火山景観が見られる。これらの火山は、成層火山、溶岩ドーム、爆裂火口、カルデラ、溶岩流、火口湖等、火山活動により形成された多種多様な地形が存在し、現在でも噴気、噴湯、泥火山、地熱地帯等の火山現象が活発である。周辺には、18世紀の岩手山の噴火により延長約4kmにわたって形成された焼走り溶岩流、放射能を持つ含鉛重晶石である北投石が形成される玉川温泉、噴湯の熱水で形成された湖沼や河川である大湯沼や湯川など、特徴的な火山景観が見られる。</p> <p>植生は標高1000m前後を境に下部はブナを主体とする落葉広葉樹林が広がり、上部はオオシラビソを主体とする亜高山性針葉樹林、最上</p>	<p>(※項目無し)</p>



部の稜線付近にはハイマツ等の高山植物帯が見られ、全体的に手つかずの原生的な植生に覆われている。また、秋田駒ヶ岳及び岩手山のコマクサ、エゾツツジ等、八幡平の湿原植生や雪田植生をはじめ、山腹から山稜部にかけて各所に分布する高山植物群落も本地域の景観を構成する重要な要素となっている。

これらの豊かな植生を背景に、ツキノワグマ、カモシカ等の大型哺乳類やイヌワシ、ホシガラス等の鳥類など数多くの野生動物が生息している。

活発な火山活動を背景に、後生掛、蒸ノ湯、大深、玉川、乳頭、藤七、松川、網張、滝ノ上、国見等の温泉地が多く、保健、休養を兼ねた観光利用が盛んであるとともに、昔ながらの長期滞在型の湯治場でもあり、独特の湯治風景は貴重な文化景観となっている。

本地域の利用は、温泉入浴、山岳地域の登山、自然探勝及び山岳地まで整備された道路を利用したドライブなど体験型や周遊型の利用が公園指定当時から続く利用形態であり、今後も同様の形態を基本として適正な利用を進める。

なお、国立公園編入時から半世紀以上が経過し、東北新幹線の主要駅や東北自動車道のインターチェンジが整備されたことから岩手県盛岡市等を主要な起点として全国からの利用者が訪れるようになり、利用者は国立公園指定当時より格段に増加している。また、十和田八甲田地域と八幡平地域を一体とした周遊利用や、国立公園外の周辺の主要観光地（角館の武家屋敷群や田沢湖、民営の農場等）と併せた利用も少なくないことから、従来の八幡平地域のみ利用に加え、周辺地域との利用動線も考慮した利用を進める。

以上の自然的及び社会的状況を踏まえ、本地域の風致景観の保全と

適正な利用を図るため、下記の方針に基づき公園計画を定めるものとする。

(1) 規制計画

ア 保護規制計画

現行の保護規制計画を基本とし、良好な風致を維持する区域等を特別地域とする。その他、以下の方針により保護規制計画を定めることとする。

(ア) 特別保護地区

- ・特に自然性が高く傑出した景観を有する山岳地と当該地に包含される湖沼、湿原、火山現象地帯等を特別保護地区とし厳正な保護を図る。

(イ) 第1種特別地域

- ・特別保護地区に準ずる景観を有し、特異な火山現象・植生・地形地質に優れた景観を形成している地域等で、現在の景観を極力保護することが必要な地域を第1種特別地域とする。

(ウ) 第2種特別地域

- ・主要な利用拠点の周囲、良好な状態で自然植生が維持されている地域、特異な地形・地質の露出地、溪流沿い、展望地点や主要道路（車道及び歩道）からの眺望対象として重要な地域等を第2種特別地域とする。

(エ) 第3種特別地域

- ・上記の地域以外で一体となって風景を形成している地域、人工林や二次林及び牧野を主体とした地域等を第3種特別地域とす

る。

## (2) 施設計画

### ア 利用施設計画

#### (ア) 集団施設地区

- ・快適な公園利用の拠点となる現存する地域のうち、適正な利用を増進するために特に重要な地域について区域を定め、整備方針に基づき施設を総合的に整備する集団施設地区を定めることで、特定の地域に施設が偏在しないようにする。

#### (イ) 単独施設

- ・利用実態から見て公園利用上必要である施設又は現存し公園利用に用いられている施設について、事業執行の可能性や整備による風致景観への支障の無いことを確認の上で適切な施設の計画を定める。

#### (ウ) 道路（車道）

- ・八幡平地域の利用特性に見合った利用者の流れを確保するための手段として、公園利用地点への連絡、公園の主要利用地点相互間の連絡、車窓又は車道沿線の特定地点からの景観観賞のいずれかの機能を有する車道で現存し、利用されているものを定めるものとする。

#### (エ) 道路（歩道）

- ・登山や縦走など、自然との深いふれあいのための徒歩利用に供される登山道（ただし、ロッククライミング、沢登り、やぶこぎ、山スキー等の高度の登山技術又は多くの経験を必要とする登山ルートは除く）や自然観察、自然探勝を行うための徒歩利

<p>用の探勝歩道として現存し、利用されている歩道を定めることとする。</p> <p>(オ) 運輸施設</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・公園の主要展望地点への到達又は搬器上からの景観観賞等の機能を有し、公園利用者を運送するための索道運送施設（専らスキー場事業の用に供する特殊索道を除く）として現存し、利用されている運輸施設を定めることとする。</li></ul>	
--	--

3 規制計画の変更内容

(1) 保護規制計画及び関連事項

ア 特別地域

特別地域の区域を、次のとおり変更する。

(表4：特別地域変更表)

都道府 県名	変更後		変更前	
	区 域	面積 (ha)	区 域	面積 (ha)
岩手県	八幡平市内 国有林岩手北部森林管理署 485 林班、 1552 林班、1554 林班、1557 林班、1558 林班及び 1560 林班の全部並びに 1 林班、 7 林班、10 林班、12 林班、484 林班、1492 林班、1496 林班、1527 林班、1551 林班、 1553 林班、1555 林班、1556 林班、1559 林 班及び 1561 林班から 1566 林班までの各一 部		(※昭和 31 年 7 月 10 日厚生省告示第 180 号 により公園区域指定。同日厚生省告示第 181 号により特別地域指定。岩手県側以下同じ。)  岩手県二戸郡田山村及び荒沢村地内  岩手県岩手郡雫石町、松尾村、田頭村及び滝 沢村地内	
	八幡平市 松尾寄木第 1 地割及び番外地の各一部	6,462		—
	八幡平市内 夜沼、石ガタ沼、石沼及び御護沼の全部並 びに番外地の湖沼の一部	国 6,449 公 12 私 0.4	国 — 公 — 私 —	

都道府 県名	変更後		変更前	
	区 域	面積 (ha)	区 域	面積 (ha)
	滝沢市内			
	国有林盛岡森林管理署 93 林班の全部 及び 91 林班の一部	633		—
		国 631		国 —
		公 0		公 —
	滝沢市			
	岩手山、大石渡及び番外地の各一部	私 2		私 —

都道府 県名	変更後		変更前	
	区 域	面積 (ha)	区 域	面積 (ha)
	岩手郡雫石町内 国有林盛岡森林管理署 698 林班、756 林班から 780 林班まで及び 792 林班の全部並びに 699 林班から 701 林班まで、704 林班、705 林班、709 林班、710 林班、718 林班及び 781 林班から 784 林班までの各一部			
	岩手郡雫石町 橋場字龍川山、長山字北ノ又沢、長山字中ノ又沢、西根字南ノ又沢、西根字金堀沢及び西根字大石沢の全部並びに長山字小松倉、西根字南白沢及び番外地の各一部			
	岩手郡雫石町内 ヒヤ瀧の全部	10,879 国 10,577 公 29 私 273		— 国 — 公 — 私 —
小計	17,974 国 17,657 公 42 私 275		— 国 — 公 — 私 —	

都道府 県名	変更後		変更前	
	区 域	面積 (ha)	区 域	面積 (ha)
秋田県	鹿角市内 国有林米代東部森林管理署 3131 林班、 3132 林班、3134 林班、3140 林班及び 3141 林班の全部並びに 3127 林班から 3130 林 班まで、3133 林班及び 3135 林班から 3139 林班までの各一部		(※昭和 31 年 7 月 10 日厚生省告示第 180 号 により公園区域指定。同日厚生省告示第 181 号により特別地域指定。秋田県側以下同じ。)	
	鹿角市 八幡平字大沼の全部	2,299	秋田県鹿角郡八幡平村地内	—
		国 2,292	秋田県仙北郡生保内町及び田沢村地内	国 —
	鹿角市内 大沼及び長沼の全部	公 7 私 0		公 — 私 —



都道府 県名	変更後		変更前	
	区 域	面積 (ha)	区 域	面積 (ha)
	仙北市内 国有林秋田森林管理署 3013 林班から 3023 林班まで、3030 林班、3031 林班、 3035 林班、3036 林班、3050 林班及び 3051 林班の全部並びに 3033 林班、3034 林班、 3039 林班、3040 林班、3046 林班、3048 林班、3049 林班及び 3052 林班の各一部  仙北市 田沢湖玉川 字渋黒沢、字柳沢、字柳沢西及び字柳沢 東の全部並びに番外地の一部  田沢湖田沢 字女夫石沢の全部及び番外地の一部  田沢湖生保内 字黒湯沢の全部及び字駒ヶ岳の一部	           20,201 国 19,557 公 636 私 8		           ー 国 ー 公 ー 私 ー
	小計	22,500 国 21,849 公 643 私 8		ー 国 ー 公 ー 私 ー

都道府 県名	変更後		変更前	
	区 域	面積 (ha)	区 域	面積 (ha)
			変更部分面積合計	- 国 - 公 - 私 -
			変更前特別地域面積	40,491 国 38,889 公 500 私 1,102
			変更後特別地域面積	40,474 国 39,506 公 685 私 283

※平成 12 年 10 月 19 日付け十和田八幡平国立公園（八幡平地域）公園計画書の面積は誤謬であり不正確である。再計測の上適切な値を示したもの（実際の公園区域は変更無し）。

※小数点以下の端数処理による合算のため、総括表の面積と一部異なる部分がある。

(ア) 第2種特別地域

第2種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表5：第2種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)	
1	拡張	第3種特別地域からの振替	網張	岩手県岩手郡雫石町 長山字小松倉の一部	<p>岩手山の南西に位置する網張温泉地区で、周辺はブナを主とした森林である。当該地は風致を維持しつつビジターセンターや園地など利用拠点が整備されている。</p> <p>当該地は、利用上も重要な地域であり、適正な利用と風致の維持を図る必要性のある地区であることから、第2種特別地域とする。</p>	3	
						国 公 私	3 0.1 0
2	拡張	第3種特別地域からの振替	後生掛	秋田県鹿角市 八幡平字大沼の一部	<p>大沼に隣接する森林でブナとオオシラビソの針広混交林を呈している。隣接する大沼は主要な展望及び自然探勝地であり、当該地には風致を維持しつつ野営場やビジターセンターなど利用拠点が整備されている。</p> <p>当該地は、観賞対象として利用上も重要な地域であり、適正な利用と風致の維持を図る必要性のある地区であることから、第2種特別地域とする。</p>	13	
						国 公 私	13 0 0
変更部分面積計						16	
						国 公 私	16 0.1 0

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
					変更前 第2種特別地域面積	14,519 国 — 公 — 私 —
					変更後 第2種特別地域面積	14,477 国 14,342 公 127 私 8

※平成12年10月19日付け十和田八幡平国立公園（八幡平地域）公園計画書の面積は誤謬であり不正確である。再計測の上適切な値を示したものの。

※一部面積は、1ha未満の小面積の公有地があることを示すため例外的に少数点以下第1位まで記載。

※小数点以下の端数処理による合算のため、総括表の面積と一部異なる部分がある。

(イ) 第3種特別地域

第3種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表6：第3種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)						
1	削除	第2種特別地域へ振替	網張	岩手県岩手郡雫石町 長山字小松倉の一部	<p>岩手山の南西に位置する網張温泉地区で、周辺はブナを主とした森林である。当該地は風致を維持しつつビジターセンターや園地など利用拠点が整備されている。</p> <p>当該地は、利用上も重要な地域であり、適正な利用と風致の維持を図る必要性のある地区であることから、第2種特別地域へ振り替える。</p>	<p style="text-align: right;">△3</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">国</td> <td style="text-align: right;">△3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">公</td> <td style="text-align: right;">△0.1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">私</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> </table>	国	△3	公	△0.1	私	0
国	△3											
公	△0.1											
私	0											
2	削除	第2種特別地域へ振替	後生掛	秋田県鹿角市 八幡平字大沼の一部	<p>大沼に隣接する森林でブナとオオシラビソの針広混交林を呈している。隣接する大沼は主要な展望及び自然探勝地であり、当該地には風致を維持しつつ野営場やビジターセンターなど利用拠点が整備されている。</p> <p>当該地は、観賞対象として利用上も重要な地域であり、適正な利用と風致の維持を図る必要性のある地区であることから、第2種特別地域へ振り替える。</p>	<p style="text-align: right;">△13</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">国</td> <td style="text-align: right;">△13</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">公</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">私</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> </table>	国	△13	公	0	私	0
国	△13											
公	0											
私	0											
変更部分面積計						<p style="text-align: right;">△16</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">国</td> <td style="text-align: right;">△16</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">公</td> <td style="text-align: right;">△0.1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">私</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> </table>	国	△16	公	△0.1	私	0
国	△16											
公	△0.1											
私	0											

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
					変更前 第3種特別地域面積	17,833 国 — 公 — 私 —
					変更後 第3種特別地域面積	17,797 国 16,969 公 554 私 274

※平成12年10月19日付け十和田八幡平国立公園（八幡平地域）公園計画書の面積は誤謬であり不正確である。再計測の上適切な値を示したものの。

※一部面積は、1ha未満の小面積の公有地があることを示すため例外的に少数点以下第1位まで記載。

※小数点以下の端数処理による合算のため、総括表の面積と一部異なる部分がある。

イ 面積内訳

地域地区別土地所有別及び市町村別面積は次のとおりとなる。

(表 7 : 地域地区別土地所有面積総括表)

(単位：面積 ha、比率%)

地域区分	特別地域												普通地域 (陸域)			合計 (陸域)			海域公 園地区	普通地 域(海 域)	合計 (海域)		
	特別保護地区			第1種特別地域			第2種特別地域			第3種特別地域			国	公	私	国	公	私					
土地所有別	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私							国	公	私	国	公
岩 手 県	土地所有別面積	1,883 .18	0.60	1.29	1,739 .13	3.10	0	7,073 .56	10.46	1.38	6,961 .38	27.58	272.6 4	—	—	—	17,657 .25	41.74	275.31	—	—	—	
	地種区分別面積 (比率)	1,885.07 (10.5)			1,742.23 (9.7)			7,085.40 (39.4)			7,261.60 (40.3)									—	—	—	
	地域地区別面積 (比率)				16,089.23 (89.5)												—	—	—				
	地域別面積 (比率)	17,974.30 (44.4)												— (—)			17,974.30 (44.4)			—	—	—	
秋 田 県	土地所有別面積	1,111 .88	0	0.01	3,460 .98	0	0	7,268 .80	116.0 5	6.96	10,007 .74	526.8 2	0.71	—	—	—	21,849 .40	642.87	7.68	—	—	—	
	地種区分別面積 (比率)	1,111.89 (4.9)			3,460.98 (15.4)			7,391.81 (32.9)			10,535.27 (46.8)									—	—	—	
	地域地区別面積 (比率)				21,388.06 (95.1)												—	—	—				
	地域別面積 (比率)	22,499.95 (55.6)												— (—)			22,499.95 (55.6)			—	—	—	
合 計	土地所有別面積	2,995 .06	0.60	1.30	5,200 .11	3.10	0	14,342 .36	126.5 1	8.34	16,969 .12	554.4 0	273.3 5	—	—	—	39,506 .65	684.61	282.99	—	—	—	
	地種区分別面積 (比率)	2,996.96 (7.4)			5,203.21 (12.8)			14,477.21 (35.8)			17,796.87 (44.0)									—	—	—	
	地域地区別面積 (比率)				37,477.29 (92.6)												—	—	—				
	地域別面積 (比率)	40,474.25 (100.0)												— (—)			40,474.25 (100.0)			—	—	—	
合計(陸域・海域)																					40,474		

※平成12年10月19日付け十和田八幡平国立公園(八幡平地域)公園計画書の面積は誤謬であり不正確である。再計測の上適切な値を示したもの(実際の公園区域は変更無し)。

※市町村別や土地所有別等の区分方法により土地がha未満で分割されるため各面積が個別の区域ごとに整理した面積と一部異なることがある。総括表は、より正確な合計値の算定のため例外的に小数点以下第2位まで示したものの。

(表8：地域地区別市町村別面積総括表)

(単位：ha)

地域地区		変 更 前							変 更 後							増 減							
		特別地域					普通地域(陸域)	合計(陸域)(A)	海域公園地区	普通地域(海域)	合計(海域)(A')	特別地域					普通地域(陸域)	合計(陸域)(B)	海域公園地区	普通地域(海域)	合計(海域)(B')	陸域(B-A)	海域(B'-A')
		特保	第一種	第二種	第三種	小計						特保	第一種	第二種	第三種	小計							
岩手県	八幡平市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,549.36	693.89	3,841.93	376.56	6,461.74	-	6,461.74	-	-	-	-	-	
	滝沢市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	112.45	0	520.84	0	633.29	-	633.29	-	-	-	-	-	
	岩手郡 雫石町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	223.26	1,048.34	2,722.63	6,885.04	10,879.27	-	10,879.27	-	-	-	-	-	
小 計		1,960	1,806	6,895	7,354	18,015	-	18,015	-	-	1,885.07	1,742.23	7,085.40	7,261.60	17,974.30	-	17,974.30	-	-	-	-	-	
秋田県	鹿角市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	208.25	132.71	1,212.35	746.00	2,299.31	-	2,299.31	-	-	-	-	-	
	仙北市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	903.64	3,328.27	6,179.46	9,789.27	20,200.64	-	20,200.64	-	-	-	-	-	
小 計		1,113	3,260	7,624	10,479	22,476	-	22,476	-	-	1,111.89	3,460.98	7,391.81	10,535.27	22,499.95	-	22,499.95	-	-	-	-	-	
合 計		3,073	5,066	14,519	17,833	40,491	-	40,491	-	-	2,996.96	5,203.21	14,477.21	17,796.87	40,474.25	-	40,474.25	-	-	-	-	-	

※平成12年10月19日付け十和田八幡平国立公園（八幡平地域）公園計画書の面積は誤謬であり不正確である。再計測の上適切な値を示したもの（実際の公園区域は変更無し）。

※市町村別や土地所有別等の区分方法により土地がha未満で分割されるため各面積が個別の区域ごとに整理した面積と一部異なることがある。総括表は、より正確な合計値の算定のため例外的に小数点以下第2位まで示したものの。



4 事業計画の変更内容

(1) 施設計画

ア 利用施設計画

(※番号は、今回すべての利用施設の順番を「国立公園の公園計画の作成要領」に基づき整理を行う(旧計画の番号は新計画では使用しない。))

(ア) 集団施設地区

玉川温泉集団施設地区を、次のとおり変更(区域確定)する。

(表9：集団施設地区表)

番号	名称	区域	計画目標	整備計画 区・基盤施設	整備方針	面積 (ha)
旧 3 ↓ 新 3	玉川温泉	秋田県仙北市 内  国有林秋田 森林管理署 3013 林班及 び3014 林班 の各一部  秋田県仙北市 田沢湖玉川 字渋黒沢及 び字柳沢東 の全部	本地区は、焼山西麓に位置する玉川温泉を中心とした地区である。一帯は、ブナ、ミズナラ、キタゴヨウマツ等の針広混交林が広がるとともに玉川温泉の噴湯や噴気、地熱地帯など火山現象も見られるなど素晴らしい風致を呈している。  本地区は、玉川温泉における湯治をはじめ焼山への登山や周辺の自然探勝など、八幡平・焼山地域の利用拠点として位置づけられる。  湯治、宿泊などの保健・休養及	玉川温泉 整備計画 区	玉川温泉とその西側の新玉川温泉に、温泉をいかした宿舎、駐車場等を整備する。  大噴や噴気地帯、地熱地帯などの火山現象が見られる地域は自然探勝のための園地や公衆便所を整備する。  玉川温泉と新玉川温泉の間地点には、自然解説施設として博物展示施設を整備する。  地区内の連絡を保つために車道、駐車場を整備するとともに、豊かな自然を探勝するための歩道を整備する。  また、上水や温泉引湯等の給水施設を整備する。  施設の整備に当たっては、ユニバーサルデザインを積極的に導入し、周囲の風致景観との調和に	67.8

番号	名称	区域	計画目標	整備計画 区・基盤施設	整備方針	面積 (ha)	
			び自然探勝などの自然とのふれあい活動の拠点として整備を進める。 なお、整備に当たっては、これらの良好な自然環境の保全とともに、湯治場としてのひなびた雰囲気を持するよう留意する。		配慮するとともに、多雪及び寒冷地対策を行う。		
				面積計	国	私	
					58.7	8.4	0.7
					67.8		

田沢湖高原集団施設地区を、次のとおり変更（名称変更及び区域変更）する。

（表 10：集団施設地区表）

番号	名称	区域	計画目標	整備計画 区・基盤施設	整備方針	面積 (ha)
旧 4 ↓ 新 4	乳頭温泉郷 (田沢湖高原から名称変更)	秋田県仙北市 田沢湖生保内字駒ヶ岳の一部	本地区は、乳頭山（烏帽子岳）西麓に位置し、乳頭温泉郷と呼ばれる温泉群の一角を成している。一帯は、ブナ、ミズナラ等の落葉広葉樹林が広がり、新緑や紅葉の時期は特に素晴らしい風致を呈している。 本地区は、乳頭山や秋田駒ヶ岳	乳頭温泉郷整備計画区	地区の入口に当たる西部のブナ林内に、多目的利用に対応できる野営場を整備する。地区中央から東部にかけては、園地、宿舎、公衆浴場、休憩所、駐車場等を整備する。なお、これらの施設に供給する上水の給水施設を整備する。 地区内の連絡のための車道を整備するとともに、自然探勝のための歩道を整備する。 施設の整備に当たっては、ユニバーサルデザイ	27.2

番号	名称	区域	計画目標	整備計画 区・基盤施設	整備方針	面積 (ha)
			への登山、乳頭温泉郷の自然探勝等、八幡平南部地域の利用拠点として位置づけられる。 湯治、宿泊などの保健・休養、自然探勝及びキャンプなどの自然とのふれあい活動の拠点として整備を進める。 なお、整備に当たっては、これらの良好な自然環境の保全とともに、湯治場としてのひなびた雰囲気を持するよう留意する。		ンを積極的に導入し、周囲の風致景観との調和に配慮するとともに、多雪及び寒冷地対策を行う。	
				面積計	国	私
					0	27.2
					27.2	

岩手山麓集団施設地区を、次のとおり変更（名称変更及び区域変更）する。

（表 11：集団施設地区表）

番号	名称	区域	計画目標	整備計画 区・基盤施設	整備方針	面積 (ha)
旧 7 ↓ 新	網張 （岩手山麓 から名称変 更）	岩手県岩手郡 雫石町内  国有林盛岡	本地区は、岩手山に連なる犬倉山の南斜面に位置する。 当該地の網張温泉は歴史があり、古くから温泉保養の場として	網張整備 計画区	地区東部のブナ林内に、多目的利用に対応できる野営場を整備する。地区中央にかけては、園地、宿舎、駐車場、公衆便所等を整備する。なお、これらの施設に供給する上水の給水施設を整備す	52.7

番号	名称	区域	計画目標	整備計画 区・基盤施設	整備方針	面積 (ha)			
1		森林管理署 782 林班及び 783 林班の各 一部  岩手県岩手郡 雫石町 長山字小松 倉の一部	利用されている。また、岩手山等 への登山基地としての利用拠点 にもなっている。 湯治、宿泊などの保健・休養、 自然探勝及びキャンプなどの自 然とのふれあい活動の拠点とし て整備を進める。		る。 地区内の連絡のための車道を整備するととも に、自然探勝のための歩道を整備する。 施設の整備に当たっては、ユニバーサルデザイ ンを積極的に導入し、周囲の風致景観との調和に 配慮するとともに、多雪及び寒冷地対策を行う。				
						面積計	国	公	私
							13.8	23.7	15.2
						52.7			

次の集団施設地区を削除する。

(表 12：集団施設地区削除表)

番号	名称	位置	告示年月日	理由
1	蒸ノ湯	秋田県鹿角郡八幡平村地内	昭和 31 年 7 月 10 日	利用及び管理のための総合的な施設の整備は不要であることから、必要な各単独施設へ振り替えるため。
5	藤七温泉	岩手県岩手郡松尾村地内	昭和 31 年 7 月 10 日	利用及び管理のための総合的な施設の整備は不要であることから、必要な各単独施設へ振り替えるため。
6	松川温泉	岩手県岩手郡松尾村地内	昭和 31 年 7 月 10 日	利用及び管理のための総合的な施設の整備は不要であることから、必要な各単独施設へ振り替えるため。

(イ) 単独施設

次の単独施設を追加する。

(表 13 : 単独施設表)

番号	種類	位置	整備方針
1	園地	岩手県八幡平市及び秋田県仙北市 (八幡平)	八幡平周辺の火山・森林景観の観賞、自然観察を行うための園地として整備する。
2	展望施設	岩手県八幡平市 (八幡平頂上)	八幡平頂上からの展望のための施設として整備する。
3	避難小屋	岩手県八幡平市 (八幡沼)	八幡平周辺の公園利用者が悪天候や夜間等の際に一時難を逃れるための避難小屋として整備する。
5	給水施設	岩手県八幡平市 (源太清水)	八幡平周辺の公園利用者に飲料水等を供給するための給水施設として整備する。
7	園地	岩手県八幡平市 (蓬莱峡)	蓬莱峡の岩石・森林景観の観賞、自然観察を行うための園地として整備する。
8	宿舎	岩手県八幡平市 (藤七温泉)	八幡平周辺の滞在拠点となる宿舎として整備する。
9	避難小屋	岩手県八幡平市 (大深岳)	八幡平から岩手山及び秋田駒ヶ岳方面に向かう縦走路において公園利用者が悪天候や夜間等の際に一時難を逃れるための避難小屋として整備する。
10	宿舎	岩手県八幡平市 (松川温泉)	松川温泉利用者及び周辺への登山者の滞在拠点となる宿舎として整備する。
11	野営場	岩手県八幡平市 (松川)	松川における野営を行う施設として整備する。
12	駐車場	岩手県八幡平市 (松川)	松川における利用者の乗用車及びバス等の駐車場として整備する。
13	給水施設	岩手県八幡平市 (松川)	松川周辺の公園利用者に飲料水等を供給するための給水施設として整備する。
14	避難小屋	岩手県八幡平市 (平笠不動)	岩手山における悪天候や夜間等の際に一時難を逃れるための避難小屋として整備する。
15	避難小屋	岩手山八幡平市及び滝沢市 (不動平)	岩手山における悪天候や夜間等の際に一時難を逃れるための避難小屋として整備する。
16	避難小屋	岩手県滝沢市 (岩手山八合目)	岩手山における悪天候や夜間等の際に一時難を逃れるための避難小屋として整備する。

番号	種類	位置	整備方針
28	宿舎	秋田県鹿角市及び仙北市（蒸ノ湯）	蒸ノ湯及び八幡平周辺の滞在拠点となる宿舎として整備する。
29	休憩所	秋田県鹿角市（蒸ノ湯）	蒸ノ湯及び八幡平周辺利用者の休憩のための施設として整備する。
30	避難小屋	秋田県鹿角市（焼山）	焼山における悪天候や夜間等の際に一時難を逃れるための避難小屋として整備する。
31	避難小屋	秋田県仙北市（八瀬森）	八幡平から秋田駒ヶ岳方面への縦走路における悪天候や夜間等の際に一時難を逃れるための避難小屋として整備する。
32	避難小屋	秋田県仙北市（大白森）	八幡平から秋田駒ヶ岳方面への縦走路における悪天候や夜間等の際に一時難を逃れるための避難小屋として整備する。
33	避難小屋	秋田県仙北市（田代平）	八幡平から秋田駒ヶ岳方面への縦走路における悪天候や夜間等の際に一時難を逃れるための避難小屋として整備する。
34	宿舎	秋田県仙北市（乳頭温泉）	乳頭山麓の鶴の湯、黒湯、孫六、蟹場、大釜、妙乃湯の6つの温泉群の湯治のほか、乳頭山及び秋田駒ヶ岳周辺の滞在拠点となる宿舎として整備する。
36	避難小屋	秋田県仙北市（阿弥陀池）	秋田駒ヶ岳における悪天候や夜間等の際に一時難を逃れるための避難小屋として整備する。

※番号は、「国立公園の公園計画の作成要領」に基づき新しい計画で順番を整理し、新たな番号を付したもの（旧計画の番号は新計画では使用しない）。

次の単独施設を削除する。

(表 14：単独施設削除表)

番号	種類	位置	告示年月日	理由
2	園地	秋田県鹿角郡八幡平村（国有林熊沢経営区9林班内八幡平六合目）	昭和31年7月10日	必要性が無く、整備の見込みも無いため。
3	園地	秋田県鹿角郡八幡平村（八幡平頂上）	昭和31年7月10日	八幡平の隣接する他の園地と統合して新たな園地とするため。
4	宿舎	秋田県鹿角郡八幡平村（焼山頂上）	昭和31年7月10日	避難小屋に変更するため。
5	園地	秋田県仙北郡田沢村（五十曲、国立公園入口）	昭和31年7月10日	必要性が無く、整備の見込みも無いため。
6	園地	秋田県仙北郡田沢村（畚岳）	昭和31年7月10日	必要性が無く、整備の見込みも無いため。
7	宿舎	秋田県仙北郡田沢村（八瀬森）	昭和31年7月10日	避難小屋に変更するため。
8	宿舎	秋田県仙北郡田沢村（大白森）	昭和31年7月10日	避難小屋に変更するため。
9	宿舎	秋田県仙北郡田沢村（田代平）	昭和31年7月10日	避難小屋に変更するため。
10	園地	秋田県仙北郡田沢村（乳頭山頂上）	昭和31年7月10日	必要性が無く、整備の見込みも無いため。
11	園地	秋田県仙北郡生保内町（舟小屋、国立公園入口）	昭和31年7月10日	必要性が無く、整備の見込みも無いため。
12	宿舎	秋田県仙北郡生保内町（駒ヶ岳頂上）	昭和31年7月10日	避難小屋に変更するため。

番号	種類	位置	告示年月日	理由
13	園地	秋田県仙北郡生保内町（白滝）	昭和31年7月10日	必要性が無く、整備の見込みも無いため。
14	宿舎	岩手県二戸郡田山村（八幡平）	昭和31年7月10日	必要性が無く、整備の見込みも無いため。
15	園地	岩手県二戸郡田山村（八幡沼）	昭和31年7月10日	八幡平の隣接する他の園地と統合して新たな園地とするため。
16	宿舎	岩手県二戸郡田山村（八幡沼）	昭和31年7月10日	避難小屋に変更するため。
17	園地	岩手県二戸郡田山村（源太森）	昭和31年7月10日	必要性が無く、整備の見込みも無いため。
18	園地	岩手県二戸郡荒沢村（安比温泉）	昭和31年7月10日	必要性が無く、整備の見込みも無いため。
19	宿舎	岩手県二戸郡荒沢村（安比温泉）	昭和31年7月10日	必要性が無く、整備の見込みも無いため。
20	園地	岩手県岩手郡松尾村（茶臼岳）	昭和31年7月10日	必要性が無く、整備の見込みも無いため。
22	園地	岩手県岩手郡松尾村（見返峠）	昭和31年7月10日	八幡平の隣接する他の園地と統合して新たな園地とするため。
23	宿舎	岩手県岩手郡松尾村（諸檜岳）	昭和31年7月10日	必要性が無く、整備の見込みも無いため。
24	園地	岩手県岩手郡松尾村（大深岳）	昭和31年7月10日	必要性が無く、整備の見込みも無いため。
25	宿舎	岩手県岩手郡松尾村（大深岳）	昭和31年7月10日	避難小屋に変更するため。



番号	種類	位置	告示年月日	理由
26	園地	岩手県岩手郡松尾村（犬倉山）	昭和31年7月10日	必要性が無く、整備の見込みも無いため。
27	宿舎	岩手県岩手郡松尾村（犬倉山）	昭和31年7月10日	必要性が無く、整備の見込みも無いため。
28	園地	岩手県岩手郡松尾村（黒倉山）	昭和31年7月10日	必要性が無く、整備の見込みも無いため。
29	宿舎	岩手県岩手郡松尾村（屏風岳）	昭和31年7月10日	必要性が無く、整備の見込みも無いため。
30	園地	岩手県岩手郡滝沢村（岩手山頂上）	昭和31年7月10日	必要性が無く、整備の見込みも無いため。
31	園地	岩手県岩手郡滝沢村（岩手山）	昭和31年7月10日	必要性が無く、整備の見込みも無いため。
32	宿舎	岩手県岩手郡滝沢村（岩手山）	昭和31年7月10日	必要性が無く、整備の見込みも無いため。
33	園地	岩手県岩手郡滝沢村（御成清水）	昭和31年7月10日	必要性が無く、整備の見込みも無いため。
34	園地	岩手県岩手郡滝沢村（改所）	昭和31年7月10日	必要性が無く、整備の見込みも無いため。
38	園地	岩手県岩手郡雫石町（玄武洞）	昭和31年7月10日	必要性が無く、整備の見込みも無いため。
41	宿舎	秋田県鹿角郡八幡平村（大沼）	昭和36年12月11日	当該地は集団施設地区と重複しており、整理するため。

(ウ) 道路

a 車道

次の車道を追加する。

(表 15 : 道路 (車道) 表)

番号	路線名	区間	主要 経過地	整備方針
1	網張温泉線	起点－岩手県岩手郡雫石町 (長山・国立公園境界) 終点－岩手県岩手郡雫石町 (網張集団施設地区)		網張温泉のある網張集団施設地区に至る車道として整備する。

※番号は、「国立公園の公園計画の作成要領」に基づき新しい計画で順番を整理し、新たな番号を付したもの (旧計画の番号は新計画では使用しない)。

次の車道を削除する。

(表 16 : 道路 (車道) 削除表)

番号	路線名	区間	主要 経過地	告示年月日	理由
3	車道 (路線名なし)	起点－岩手県岩手郡松尾村 (藤七温泉) 終点－岩手県岩手郡雫石町 (三ツ石山鞍部)	諸檜岳、大深 岳、三ツ石山	昭和 42 年 10 月 2 日	当該路線は利用上不要であり、公園利用のための整備の見込みも無いことから削除する。
5	車道 (路線名なし)	起点－秋田県仙北郡生保内町大字生保内字駒ヶ岳 (車道生保内網張温泉線 分岐点) 終点－秋田県仙北郡田沢村国有林玉川経営区 24 林班 (蟹場温泉)	鶴ノ湯温泉	昭和 31 年 7 月 10 日	当該路線は利用上不要であり、公園利用のための整備の見込みも無いことから削除する。
6	網張松川温泉線道 路 (車道)	起点－岩手県岩手郡松尾村 (松川・国立公園境界) 終点－岩手県岩手郡雫石町 (網張温泉集団施設地区)		昭和 40 年 10 月 23 日	当該路線は利用上不要であり、公園利用のための整備の見込みも無いことから削除する。

次の車道を次のとおり変更する。

(表 17 : 道路 (車道) 表)

現行					新規					理由
番号	路線名	区間	主要 経過地	告示日	番号	路線名	区間	主要 経過地	整備方針	
1	玉川温泉線	起点－秋田県鹿角郡八幡平村 (国立公園境 界) 終点－秋田県仙北郡田沢湖町 (国立公園境 界)	玉川温泉	昭和 38 年 10 月 10 日	3	玉川温泉線	起点－秋田県鹿角市 (中ノ沢・国立公園境 界) 終点－秋田県仙北市 (渋黒川・石黒沢合流 点・国立公園境界) 終点－秋田県仙北市 (玉川温泉集団施設地 区)	大場谷地、 玉川温泉	八幡平への主 要拠点がある鹿 角市から玉川温 泉を經由し秋田 駒ヶ岳のある仙 北市に至る到達 車道及び相互の 連絡車道として 整備する。	玉川温泉集団施 設地区内の車道 (旧玉川温泉道路 (車道)) を統合 し、支線としたこ と、並びに本線の 起点・終点の明確 化を図ったもの。

2	後生掛八幡平線及び蒸ノ湯温泉(※1計画が2事業として名称がついていたもの)	起点-秋田県鹿角郡八幡平村(国有林花輪事業区30林班)(国立公園境界) 終点-岩手県岩手郡松尾村(国有林岩手事業区496林班)(国立公園境界) 終点-岩手県岩手郡松尾村(国有林岩手事業区564林班)(藤七温泉)		昭和40年8月30日	2	八幡平線	起点-秋田県鹿角市(治助崎山・国立公園境界) 終点-岩手県八幡平市(茶臼岳登山口下・国立公園境界) 終点-岩手県八幡平市(藤七温泉南・国立公園境界)  起点-岩手県八幡平市(松川温泉・国立公園境界) 終点-岩手県八幡平市(松川温泉・国立公園境界)	後生掛温泉、見返峠、藤七温泉、松川温泉	八幡平への到達車道として整備する。	1つの連続した車道計画が2つの路線名称として取り扱われてきたこと、計画路線が現況と合っていないこと、一部区間が計画に位置づけられていなかったこと等を踏まえ、路線を追加し整理を行ったもの。
4	生保内網張線	起点-秋田県仙北郡生保内町大字生保内字駒ヶ岳(国立公園境界) 終点-岩手県岩手郡雫石町(網張温泉)	蟹場温泉、滝ノ上温泉、青倉温泉	昭和31年7月10日	4	乳頭温泉郷線	起点-秋田県仙北市(水上沢・国立公園境界) 終点-秋田県仙北市(蟹場温泉)		乳頭温泉郷への到達車道として整備する。	雫石町側に至る路線は不要となり、整備予定も無いことから、一部区間を削除し路線の整理を行ったもの。
7	車道(路線名無し)	起点-秋田県仙北郡田沢湖町(国立公園境界) 終点-秋田県仙北郡田沢湖町(駒ヶ岳八合目)		昭和41年11月7日	5	田沢湖高原秋田駒ヶ岳線	起点-秋田県仙北市(水上沢上流・国立公園境界) 終点-秋田県仙北市(秋田駒ヶ岳八合目)		秋田駒ヶ岳八合目への到達車道として整備する。	起点・終点の明確化・名称変更を行ったもの。

※変更後の番号は、「国立公園の公園計画の作成要領」に基づき新しい計画で順番を整理し、新たな番号を付したもの(旧計画の番号は新計画では使用しない)。

b 歩道

次の歩道を追加する。

(表18: 道路(歩道)表)

番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針
10	焼走り線	起点-岩手県八幡平市(焼走り・国立公園境界) 終点-岩手県八幡平市(焼走り・国立公園境界)		焼走り溶岩流を観察するための探勝歩道として整備する。

※番号は、「国立公園の公園計画の作成要領」に基づき新しい計画で順番を整理し、新たな番号を付したもの(旧計画の番号は新計画では使用しない)。

次の歩道を削除する。

(表19: 道路(歩道)削除表)

番号	路線名	区間	主要 経過地	告示年月日	理由
6	八幡平沼利線	起点－岩手県岩手郡松尾村（八幡平頂上） 終点－岩手県岩手郡松尾村沼利（国立公園境界）	見返峠、藤七温泉	昭和31年7月10日	必要性が無く、整備の見込みも無いため。
14	御釜御苗代周回線	起点－岩手県岩手郡松尾村（八ツ眼・歩道分岐点） 終点－岩手県岩手郡松尾村（八ツ眼・歩道合流点） 終点－岩手県岩手郡松尾村（平笠不動小屋・歩道合流点）		平成12年10月19日	歩道が不明瞭であり、一般の公園利用を想定しておらず、維持管理の見込みも無いため。
15	歩道（路線名無し）	起点－岩手県岩手郡松尾村（御不動小屋） 終点－岩手県岩手郡松尾村（大地獄）		昭和31年7月10日	必要性が無く、整備の見込みも無いため。
16	歩道（路線名無し）	起点－岩手県岩手郡滝沢村（岩手山） 終点－岩手県岩手郡雫石町国有林雫石経営区184林班（歩道網張温泉岩手山線分岐点）		昭和31年7月10日	必要性が無く、整備の見込みが無いため。
18	歩道（路線名無し）	起点－岩手県岩手郡雫石町（網張温泉） 終点－岩手県岩手郡雫石町（玄武洞）		昭和31年7月10日	必要性が無く、整備の見込みも無いため。
21	歩道（路線名無し）	起点－岩手県岩手郡雫石町（滝ノ上温泉） 終点－岩手県岩手郡雫石町国有林雫石経営区172林班（大深岳乳頭山線分岐点）	大白森（南部大白森）	昭和31年7月10日	必要性が無く、整備の見込みも無いため。
25	歩道（路線名無し）	起点－岩手県岩手郡雫石町（国見温泉） 終点－岩手県岩手郡雫石町（ヒヤ湯）	国見峠	昭和42年3月29日	一般の公園利用を想定しておらず、維持管理の見込みも無いため。
26	歩道（路線名無し）	起点－岩手県岩手郡雫石町（国見温泉） 終点－岩手県岩手郡雫石町大字橋場（国立公園境界）		昭和31年7月10日	一般の公園利用を想定しておらず、維持管理の見込みも無いため。
29	後生掛又口小屋線 及び後生掛温泉線 （※1計画が2事業として名称がついていたもの）	起点－秋田県鹿角郡八幡平村（後生掛） 終点－秋田県仙北郡田沢湖町（曲崎山）		昭和37年4月9日	利用が無く廃道化しており、維持管理の見込みも無いため。後生掛温泉から大湯沼の現在執行されている部分（後生掛温泉線道路（歩道））は、後生掛泥火山周回線と重複しているため振り替えて計画を一本化する。
30	歩道（路線名無し）	起点－秋田県仙北郡田沢湖町（玉川温泉） 終点－秋田県仙北郡田沢湖町（国立公園境界）	五十曲	昭和38年10月10日	必要性が無く、整備の見込みも無いため。
34	七滝岩手山線	起点－岩手県岩手郡松尾村（七滝・国立公園境界） 終点－岩手県岩手郡松尾村（左保沢・歩道合流点）		平成12年10月19日	整備及び維持管理の見込みが無いため。
35	後生掛大場谷地線	起点－秋田県鹿角市（後生掛集団施設地区） 終点－秋田県鹿角市（ベコ谷地・国立公園境界） 起点－秋田県鹿角市（馬三郎沢上流・国立公園境界） 終点－秋田県鹿角市（トキワ沢上流・国立公園境界） 起点－秋田県鹿角市（トキワ沢上流・国立公園境界） 終点－秋田県鹿角市（谷地沢上流・国立公園境界） 起点－秋田県鹿角市（谷地沢上流・国立公園境界） 終点－秋田県鹿角市（大場谷地）		平成12年10月19日	路線の大部分が廃道化しており、一般の公園利用を想定しておらず、維持管理の見込みも無いため。

番号	路線名	区間	主要 経過地	告示年月日	理由
36	鶴ノ湯小白森線	起点－秋田県仙北郡田沢湖町（鶴ノ湯・歩道分岐点） 終点－秋田県仙北郡田沢湖町（小白森山南・歩道合流点）		平成12年10月19日	整備及び維持管理の見込みが無いため。

次の歩道を次のとおり変更する。

(表 20 : 道路 (歩道) 表)

現行					新規					理由
番号	路線名	区間	主要 経過地	告示日	番号	路線名	区間	主要 経過地	整備方針	
1	上トコロ蒸ノ湯線	起点—秋田県鹿角郡八幡平村 (国立公園境界) 終点—秋田県鹿角郡八幡平村 (蒸ノ湯)		昭和 31 年 7 月 10 日	16	大沼長沼八幡平線	起点—秋田県鹿角市 (後生掛集団施設地区) 終点—岩手県八幡平市 (八幡平頂上) 終点—秋田県鹿角市 (大谷地) 終点—秋田県鹿角市 (蒸ノ湯)	大谷地、長沼	大沼から八幡平に至る登山道として整備する。	上トコロ蒸ノ湯線の現状路線は短く、大沼蒸ノ湯線と一体となった利用であることから路線の整理・統合を行ったもの。
3	大沼蒸ノ湯八幡平線	起点—秋田県鹿角市 (後生掛集団施設地区) 終点—岩手県二戸郡安代町 (八幡平頂上・歩道分岐点)	大谷地、長沼	平成 12 年 10 月 19 日						
2	八幡平登山線	起点—秋田県仙北郡田沢湖町 (後生掛温泉・歩道分岐点) 終点—秋田県仙北郡田沢湖町 (八幡平六合目・歩道合流点) 終点—岩手県岩手郡松尾村	大深温泉、八幡平六合目、八幡平頂上、八幡沼、源太森、黒谷地、茶臼岳	平成 12 年 10 月 19 日	17	蒸ノ湯八幡平線	起点—秋田県鹿角市、仙北市 (蒸ノ湯) 終点—秋田県仙北市 (八幡平) 終点—秋田県仙北市 (草の湯分岐・歩道合流点)		蒸ノ湯から八幡平に至る登山道として整備する。	八幡平山上が目的地であり、園地の園路との重複を避けるため路線の整理・分割を行ったもの。
5	安比温泉黒谷地線	起点—岩手県二戸郡安代町 (安比温泉・国立公園境界) 終点—岩手県岩手郡松尾村 (黒谷地)	安比岳・黒谷地	平成 12 年 10 月 19 日	1	茶臼岳八幡平線	起点—岩手県八幡平市 (茶臼岳登山口) 終点—岩手県八幡平市 (八幡沼) 終点—岩手県八幡平市 (黒谷地口) 終点—岩手県八幡平市 (茶臼岳山頂)	黒谷地湿原、源太森	茶臼岳を経て八幡平に至る登山道として整備する。	八幡平山上が目的地であり、園地の園路との重複を避けるため路線の整理・分割を行ったもの。
4	蒸の湯玉川温泉	始点—秋田県鹿角郡八幡平村 (蒸ノ湯) 終点—秋田県仙北郡田沢湖町 (玉川温泉)	後生掛温泉、焼山	昭和 31 年 7 月 10 日	18	焼山線	起点—秋田県鹿角市 (後生掛温泉) 終点—秋田県仙北市 (玉川温泉) 終点—秋田県鹿角市 (梅森) 終点—秋田県鹿角市、仙北市 (焼山頂上)	毛せん峠、鬼ヶ城、名残峠	後生掛温泉から焼山を經由し玉川温泉に至る登山道として整備する。	起点の位置を現状に合わせ路線の整理を行ったもの。
10	犬倉山大地獄線	起点—岩手県岩手郡雫石町 (歩道藤七網張温泉線・黒倉山・姥倉山分岐点) 終点—岩手県岩手郡松尾村国有林岩手山経営区 253 林班 (大地獄)	黒倉山、姥倉山	昭和 31 年 7 月 10 日	5	網張岩手山線	起点—岩手県岩手郡雫石町 (網張集団施設地区) 終点—岩手県岩手郡雫石町 (不動平・歩道合流点) 終点—岩手県岩手郡雫石町 (鬼ヶ城分岐・歩道合流点)	犬倉山、黒倉山、大地獄谷、鬼ヶ城	網張温泉から裏岩手山の大地獄、鬼ヶ城の二手に分かれて岩手山に至る登山道として整備する。	主要な路線が細かく分割されているため利用実態を考慮し路線の整理・統合を行ったもの。
11	網張温泉岩手山線	起点—岩手県岩手郡雫石町 (網張温泉) 終点—岩手県岩手郡滝沢村国有林姫神経営区 93 林班 (岩手山不動平)	大地獄、八ツ眼	昭和 31 年 7 月 10 日						

現行					新規					理由
番号	路線名	区間	主要経過地	告示日	番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	
7	藤七網張温泉線	起点－岩手県岩手郡松尾村（藤七温泉） 終点－岩手県岩手郡雫石町（岩手山麓集団施設地区）	畚岳・諸檜山・剣岨森・三ツ石山・犬倉山	平成 12 年 10 月 19 日						
					6	三ツ石山線	起点－岩手県岩手郡雫石町（犬倉山西・歩道分岐点） 終点－岩手県岩手郡雫石町・秋田県仙北市（八瀬森分岐・歩道合流点）	大松倉山、三ツ石湿原、三ツ石山、小畚山	三ツ石山を経由し、八幡平、秋田駒ヶ岳、岩手山への各縦走路を繋ぐ登山道として整備する。	三ツ石山を中心とした利用実態を考慮し、路線の整理・分割を行ったもの。
19	大深岳乳頭山線	起点－岩手県岩手郡松尾村国有林岩手経営区 258 林班（歩道藤七網張温泉線分岐点） 終点－岩手県岩手郡雫石町国有林雫石経営区 162 林班（乳頭山頂上）		昭和 31 年 7 月 10 日	2	八幡平秋田駒ヶ岳縦走線	起点－岩手県八幡平市、秋田県仙北市（畚岳登山口） 終点－秋田県仙北市（秋田駒ヶ岳八合目、歩道合流点） 終点－秋田県仙北市（畚岳） 終点－岩手県岩手郡雫石町、秋田県仙北市（焼森・歩道合流点） 終点－秋田県仙北市（乳頭温泉郷集団施設地区）	諸桧岳、大深岳、八瀬森、曲崎山、大白森、小白森、田代平、乳頭山（烏帽子岳）、笹森山、湯森山、笹森山	八幡平から大深岳、乳頭山を経て秋田駒ヶ岳に至る縦走路を登山道として整備する。	八幡平地域を代表する長距離縦走路として路線の整理・統合を行ったもの。
24	乳頭山国見温泉線 （※一部別欄にも記載）	起点－岩手県岩手郡雫石町（乳頭山頂上・歩道分岐点） 終点－岩手県岩手郡雫石町（国見温泉・歩道合流点） 終点－秋田県仙北郡田沢湖町（駒ヶ岳歩道合流点）	笹森山・湯森山・横岳・駒池	平成 12 年 10 月 19 日						
31	田沢湖高原駒ヶ岳線	起点－秋田県仙北郡田沢湖町（田沢湖高原集団施設地区） 終点－秋田県仙北郡田沢湖町（駒ヶ岳・歩道合流点） 終点－秋田県仙北郡田沢湖町（駒ヶ岳・歩道合流点） 終点－秋田県仙北郡田沢湖町（焼森・歩道分岐点） 終点－秋田県仙北郡田沢湖町（湯森山・歩道合流点）	笹森山	平成 12 年 10 月 19 日						
					22	秋田駒ヶ岳線	起点－秋田県仙北市（秋田駒ヶ岳八合目・歩道分岐点） 終点－秋田県仙北市（秋田駒ヶ岳八合目・歩道合流点） 終点－岩手県岩手郡雫石町、秋田県仙北市（横長根・歩道合流点） 終点－岩手県岩手郡雫石町、秋田県仙北市（大焼砂・歩道合流点） 終点－秋田県仙北市（男女岳）	阿弥陀池、横岳、焼森、男岳、金十郎長根、馬場の小路（ムーミン谷）	秋田駒ヶ岳八合目から阿弥陀池、男女岳、男岳等の秋田駒ヶ岳山上部に至る登山道として整備する。	秋田駒ヶ岳周辺の利用実態及び維持管理を考慮し路線の整理・統合を行ったもの。
27	中生保内駒ヶ岳線	起点－秋田県仙北郡生保内町（白滝） 終点－秋田県仙北郡生保内町（男岳）		昭和 31 年 7 月 10 日						
24	乳頭山国見温泉線	起点－岩手県岩手郡雫石町（乳頭山頂上・	笹森山・湯	平成 12 年						

現行					新規					理由
番号	路線名	区間	主要 経過地	告示日	番号	路線名	区間	主要 経過地	整備方針	
	泉線 (※一部別欄 にも記載)	歩道分岐点) 終点一岩手県岩手郡雫石町(国見温泉・歩 道合流点) 終点一秋田県仙北郡田沢湖町(駒ヶ岳歩道 合流点)	森山・横 岳・駒池	10月19日	15	国見温泉秋田 駒ヶ岳線	起点一岩手県岩手郡雫石町(国見温泉) 終点一岩手県岩手郡雫石町、秋田県仙北市 (横岳・歩道合流点)	横長根、大 焼砂	国見温泉から 大焼砂を経由し 秋田駒ヶ岳に至 る登山道として 整備する。	秋田駒ヶ岳周辺 の利用実態及び維 持管理を考慮し路 線の整理・統合を 行ったもの。
					14	千沼ヶ原線	起点一岩手県岩手郡雫石町(千沼ヶ原・国 立公園境界) 終点一岩手県岩手郡雫石町、秋田県仙北市 (乳頭山南東・歩道合流点) 終点一岩手県岩手郡雫石町、秋田県仙北市 (笹森山・歩道合流点)	千沼ヶ原	千沼ヶ原を経 由し乳頭山方面 に至る登山道と して整備する。	千沼ヶ原周辺の 利用実態及び維持 管理を考慮し路線 の整理・分割を行 ったもの。
8	松川温泉大深 岳線	起点一岩手県岩手郡松尾村(松川温泉) 終点一岩手県岩手郡松尾村(大深山荘・歩道 合流点) 終点一岩手県岩手郡松尾村(大深岳・歩道 合流点)	源太ヶ岳	平成12年 10月19日	3	松川温泉大深 岳線	起点一岩手県八幡平市(松川温泉) 終点一岩手県八幡平市(大深山荘・歩道合 流点) 終点一岩手県八幡平市(大深岳・歩道合流 点)	源太ヶ岳	松川温泉から 二手に分かれて 大深岳に至る登 山道として整備 する。	市町村合併に伴 う地名の変更のた め。
9	松川温泉黒倉 山線	起点一岩手県岩手郡松尾村(松川温泉) 終点一岩手県岩手郡松尾村(黒倉山)		昭和31年 7月10日	7	松川温泉姥倉 山線	起点一岩手県八幡平市(松川温泉) 終点一岩手県八幡平市(姥倉山・歩道合流 点)	姥倉山	松川温泉から 姥倉山を経て裏 岩手山方面へ至 る登山道として 整備する。	終点位置の山の 名称を実態に合わ せ名称変更したた め。
13	馬返岩手山線	起点一岩手県岩手郡滝沢村大字滝沢字岩手 山(馬返・国立公園境界) 終点一岩手県岩手郡滝沢村大字滝沢字岩手 山(不動平)		昭和31年 7月10日	11	馬返岩手山線	起点一岩手県滝沢市(馬返・国立公園境界) 終点一岩手県八幡平市・滝沢市(岩手山頂 上)		馬返から新 道・旧道の二手 に分かれて岩手 山頂上に至る登 山道として整備 する。	一部区間を旧上 坊岩手山線から振 り替え路線の整 理・統合を行った もの。
12	上坊岩手山線	起点一岩手県岩手郡田頭村大字平笠字上坊 (国立公園境界) 終点一岩手県岩手郡田頭村(岩手山頂上)		昭和31年 7月10日	8	上坊岩手山線	起点一岩手県八幡平市(上坊・国立公園境 界) 終点一岩手県八幡平市(ツルハシ分れ・歩 道合流点)		上坊から岩手 山に至る登山道 として整備す る。	一部区間を主要 な登山道である焼 走り岩手山線及び 馬返岩手山線へ振 り替え路線の整理 を行ったため。
					9	焼走り岩手山	起点一岩手県八幡平市(焼走り・国立公園	平笠不動	焼走り溶岩流	一部区間を旧上



現行					新規					理由
番号	路線名	区間	主要 経過地	告示日	番号	路線名	区間	主要 経過地	整備方針	
33	焼走岩手山線	起点－岩手県岩手郡西根町（焼走・国立公園境界） 終点－岩手県岩手郡西根町（ツルハシ分れ・歩道合流点）		平成 12 年 10 月 19 日		線	境界） 終点－岩手県八幡平市（お鉢・歩道合流点）		から岩手山に至る登山道として整備する。	坊岩手山線から振り替え路線の整理・統合を行ったため。
17	西山岩手山線	起点－岩手県岩手郡雫石町国有林雫石経営区 192 林班（国立公園境界） 終点－岩手県岩手郡滝沢村（不動平岩室）		昭和 31 年 7 月 10 日	12	御神坂岩手山線	起点－岩手県岩手郡雫石町（御神坂・国立公園境界） 終点－岩手県八幡平市、滝沢市（不動平・歩道合流点）		御神坂から岩手山に至る登山道として整備する。	市町村合併に伴う地名の変更及び路線名称の変更並びに終点位置の整理を行ったため。
20	松川温泉滝ノ上温泉線	起点－岩手県岩手郡松尾村（松川温泉） 終点－岩手県岩手郡雫石町（滝ノ上温泉）	三ツ石湿原	平成 12 年 10 月 19 日	4	松川温泉滝ノ上温泉線	起点－岩手県八幡平市（松川温泉） 終点－岩手県岩手郡雫石町（滝ノ上温泉）	三ツ石湿原	松川温泉から三ツ石湿原を経て滝ノ上温泉に至る登山道として整備する。	市町村合併に伴う地名の変更のため。
22	滝ノ上温泉乳頭山線	起点－岩手県岩手郡雫石町（滝ノ上温泉） 終点－岩手県岩手郡雫石町（乳頭山頂上）		昭和 31 年 7 月 10 日	13	滝ノ上温泉乳頭山線	起点－岩手県岩手郡雫石町（滝ノ上温泉） 終点－岩手県岩手郡雫石町、秋田県仙北市（乳頭山・歩道合流点）	白沼	滝ノ上温泉から乳頭山に至る登山道として整備する。	市町村合併に伴う地名の変更及び終点位置の整理を行ったため。
23	乳頭山登山道線	起点－秋田県仙北郡田沢湖町（黒湯・歩道分岐点） 終点－秋田県仙北郡田沢湖町（乳頭山山頂・歩道合流点）  起点－秋田県仙北郡田沢湖町（孫六温泉・歩道分岐点） 終点－秋田県仙北郡田沢湖町（田代平・歩道合流点）  起点－秋田県仙北郡田沢湖町（大釜温泉・歩道分岐点） 終点－秋田県仙北郡田沢湖町（田代平西・歩道合流点）	一本松温泉	平成 12 年 10 月 19 日	20	乳頭山田代平線	起点－秋田県仙北市（黒湯温泉・歩道分岐点） 終点－秋田県仙北市（乳頭山・歩道合流点）  起点－秋田県仙北市（孫六温泉・歩道分岐点） 終点－秋田県仙北市（田代平・歩道合流点）  起点－秋田県仙北市（大釜温泉・蟹場温泉・歩道分岐点） 終点－秋田県仙北市（田代平西・歩道合流点）	一本松温泉	乳頭温泉郷の各温泉から田代平・乳頭山方面に至る登山道として整備する。	市町村合併に伴う地名の変更及び終点位置の整理を行ったため。

現行					新規					理由
番号	路線名	区間	主要 経過地	告示日	番号	路線名	区間	主要 経過地	整備方針	
28	後生掛泥火山 周回線	秋田県鹿角郡八幡平村（後生掛）		昭和 32 年 10 月 28 日	19	後生掛泥火山 線	起点－秋田県鹿角市（後生掛温泉） 終点－秋田県仙北市（大湯沼）	オナメモ トメ、泥火 山	後生掛周辺の 噴気や噴湯、泥 火山等の火山現 象を観察するた めの探勝歩道と して整備する。	重複していた後 生掛又口小屋線と の整理並びに起 点・終点が不明確 だったため路線の 整理を行ったた め。
32	東北自然歩道 線	起点－秋田県仙北郡田沢湖町（生保内・国 立公園境界） 終点－秋田県仙北郡田沢湖町（生保内・国 立公園境界）  起点－秋田県仙北郡田沢湖町（鶴ノ湯・国 立公園境界） 終点－秋田県仙北郡田沢湖町（田沢湖高原 集団施設地区） 終点－秋田県仙北郡田沢湖町（田沢湖高原 集団施設地区東・歩道合流点）	からふき湿 原	平成 12 年 10 月 19 日	21	東北自然歩道 線	起点－秋田県仙北市（湯ノ沢南・国立公園 境界） 終点－秋田県仙北市（湯ノ沢・国立公園境 界）  起点－秋田県仙北市（鶴の湯・国立公園境 界） 終点－秋田県仙北市（乳頭温泉郷集団施設 地区）	鶴の湯、蟹 場温泉、大 釜温泉、黒 湯温泉、空 吹湿原	乳頭温泉郷周 辺の自然を探勝 する東北自然歩 道として整備す る。	市町村合併に伴 う地名の変更及び 起点・終点位置の 整理を行ったた め。

※変更後の番号は、「国立公園の公園計画の作成要領」に基づき新しい計画で順番を整理し、新たな番号を付したもの（旧計画の番号は新計画では使用しない。）。

(エ) 運輸施設

次の運輸施設を次のとおり変更する。

(表 21：運輸施設変更表)

現行					新規					理由
番号	路線名	区間	主要 経過地	告示日	番号	路線名	区間	主要 経過地	整備方針	
1	網張索道(特殊索道)	起点-岩手県岩手郡雫石町(網張) 終点-岩手県岩手郡雫石町(犬倉山肩)		昭和 42 年 10 月 2 日	1	網張索道運送施設	起点-岩手県岩手郡雫石町(網張) 終点-岩手県岩手郡雫石町(犬倉山肩)		岩手山及び三ツ石山方面への夏山登山・探勝用として整備する。	旧計画から事業種類名称が変更となったため。

5 参考事項

参考事項を次のとおり変更する。

(表 22：参考事項変更表)

変更前	変更後
<p>(2) 過去の経緯</p> <p>ア 公園区域</p> <p>昭和 11 年 2 月 1 日 公園区域(十和田八甲田地域)の指定(十和田国立公園)</p> <p>昭和 31 年 7 月 10 日 公園区域(八幡平地域)の追加(十和田八幡平国立公園に改称)</p> <p>イ 保護計画</p> <p>昭和 31 年 7 月 1 日 特別地域の指定</p> <p>昭和 43 年 5 月 1 日 特別保護地区の指定</p> <p>昭和 46 年 11 月 13 日 湖沼又は湿原の指定(睡蓮沼、黄瀬沼、八幡沼、藁沼)</p> <p>平成 2 年 12 月 1 日 車馬等乗入れ規制地域の指定(八甲田山、岩手山、秋田駒ヶ岳)</p> <p>ウ 利用計画</p> <p>昭和 31 年 7 月 10 日 利用計画の決定 (以後逐次計画追加等)</p> <p>平成 2 年 8 月 18 日 利用計画の一部変更(東北自然歩道線道路(歩道)等)</p>	<p>(2) 過去の経緯</p> <p>ア 公園区域</p> <p>昭和 11 年 2 月 1 日 公園区域(十和田八甲田地域)の指定(十和田国立公園)</p> <p>昭和 31 年 7 月 10 日 公園区域(八幡平地域)の追加(十和田八幡平国立公園に改称)</p> <p>平成 12 年 10 月 19 日 公園区域の一部変更(焼走り区域の追加)</p> <p>イ 保護計画</p> <p>昭和 31 年 7 月 10 日 特別地域の指定</p> <p>昭和 43 年 5 月 1 日 特別保護地区の指定</p> <p>昭和 46 年 11 月 13 日 湖沼又は湿原の指定(睡蓮沼、黄瀬沼、八幡沼、藁沼)</p> <p>昭和 56 年 3 月 23 日 採取等規制植物の指定</p> <p>平成 2 年 12 月 1 日 車馬等乗入れ規制地域の指定(八甲田山、岩手山、秋田駒ヶ岳)</p> <p>平成 12 年 10 月 19 日 公園区域及び公園計画の一部変更(焼走り区域の追加)</p> <p>ウ 利用計画</p> <p>昭和 31 年 7 月 10 日 利用計画の決定</p> <p>昭和 32 年 10 月 28 日 歩道(後生掛泥火山周回線)の追加</p> <p>昭和 36 年 12 月 11 日 宿舎(大沼)の追加</p> <p>昭和 37 年 4 月 9 日 歩道(後生掛又口小屋線)の追加</p> <p>昭和 38 年 7 月 5 日 宿舎(茶臼岳)を避難小屋(茶臼岳)に変更</p> <p>昭和 38 年 10 月 10 日 歩道(玉川温泉~五十曲経由~国立公園境界)の追加及び車道(玉川温泉線)の</p>

	路線位置を変更
昭和 39 年 10 月 23 日	宿舎（三ツ石山東部）を避難小屋（三ツ石山東部）に変更
昭和 40 年 8 月 30 日	スキー場（網張）の追加及び車道の統合（当初計画番号の 2～4）
昭和 40 年 10 月 23 日	車道（網張松川温泉線）の追加
昭和 41 年 11 月 7 日	園地（駒ヶ岳八合目）、車道（国立公園境界～駒ヶ岳八合目）及び歩道（田沢湖高原～駒ヶ岳及び湯森山）の追加
昭和 42 年 3 月 29 日	園地の追加（ヒヤ潟）及び歩道（国見温泉～ヒヤ潟）の変更
昭和 42 年 10 月 2 日	索道（特殊索道）（網張～犬倉山肩）の追加及び車道（藤七温泉～三ツ石山鞍部）の変更及び集団施設地区の名称変更（網張温泉→岩手山麓国民休暇村）
昭和 43 年 8 月 23 日	駐車場（見返峠下）の追加
昭和 45 年 12 月 12 日	スキー場（後生掛）の追加
昭和 49 年 10 月 7 日	野営場（滝ノ上）の追加
平成 2 年 8 月 18 日	歩道（蟹場温泉～乳頭山山頂）の削除及び歩道（黒湯～乳頭山山頂、東北自然歩道線）2 路線の追加
平成 12 年 10 月 19 日	集団施設地区の 2 地区（田沢湖高原及び岩手山麓）の名称変更、歩道の削除（11 路線）及び歩道の追加（15 路線）

添付の図面については下記のとおりである。

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図 25000 及び電子地形図 20 万を複製したものである。（承認番号 平 27 情複、第 450 号）」